

いわき市こども計画

(第三次いわき市こどもみらいプラン)

令和 7（2025）年度 ▶▶ 令和 11（2029）年度

－ 骨子案 －

令和 7（2025）年 3 月



いわき市

目 次

第1章 計画の概要	4
1 計画の背景と趣旨	5
2 計画の位置付け	6
3 計画の対象	7
4 計画の期間	7
第2章 現状と課題	8
1 こども・子育てをめぐる現状	9
2 こども・子育てをめぐる課題	19
第3章 基本方針	23
1 基本理念	24
2 基本目標	25
3 施策の体系	26
第4章 こども・若者、子育て支援施策	27
基本目標Ⅰ こども・若者が権利の主体として生きられるために	28
基本目標Ⅱ 安心してこどもを産み育てるために	29
基本目標Ⅲ こども・若者が健康で自分らしく成長するために	31
基本目標Ⅳ 支援を必要とするこども・若者とその家庭のために	33
第5章 市の需給計画	作成中
第6章 計画の推進	作成中
資料編	作成中

第 1 章

計画の概要

第 1 章 計画の概要

1 計画の背景と趣旨

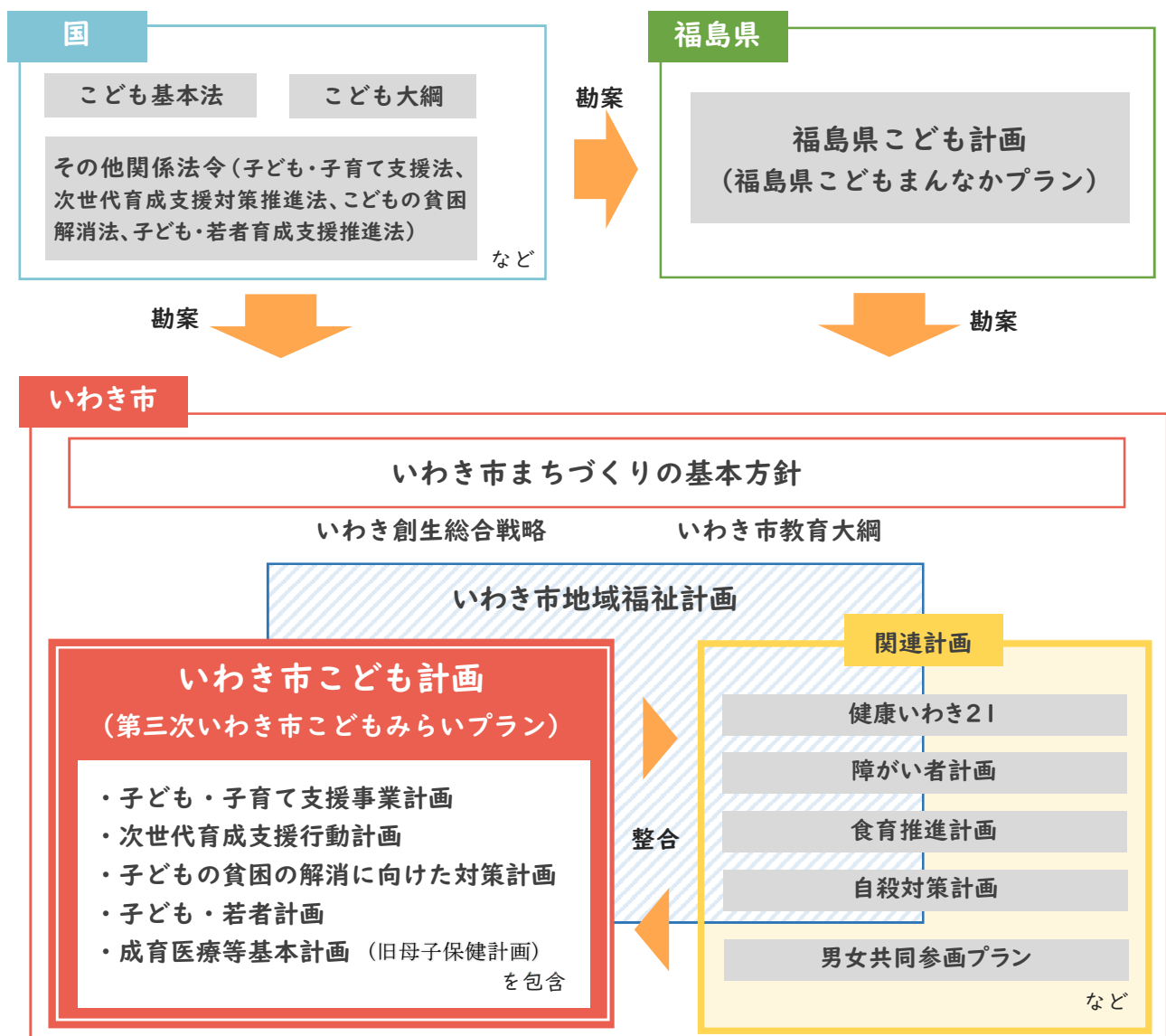
作成中

2 計画の位置付け

こども基本法第10条第2項において、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めること、また同条第5項において、「市町村こども計画」は既存の各法令に基づくこども施策に関する事項を定めた関連計画と一体のものとして作成することができるとされています。

本計画は、「いわき市まちづくりの基本方針」、「いわき創生総合戦略」、「いわき市教育大綱」をはじめ、保健、医療、福祉、教育分野等の関連計画との整合を図った上で、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、さらには「成育医療等基本計画」として策定したものです。

計画の位置付け



3 計画の対象

本計画は、「こども※」、「若者※」、「子育て当事者※」を対象としています。

※こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、心と身体の発達の過程にある者を「こども」と規定しています。「若者」は法律上の定義はありませんが、思春期（中学生～18歳まで）及び青年期（18歳～30歳未満。施策によってはそれ以上の年齢も含む）とします。「子育て当事者」は、「こども」を養育する者としてします。

4 計画の期間

この計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年間で計画期間とします。なお、計画期間内における社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第 2 章

現状と課題

第2章 現状と課題

1 こども・子育てをめぐる現状

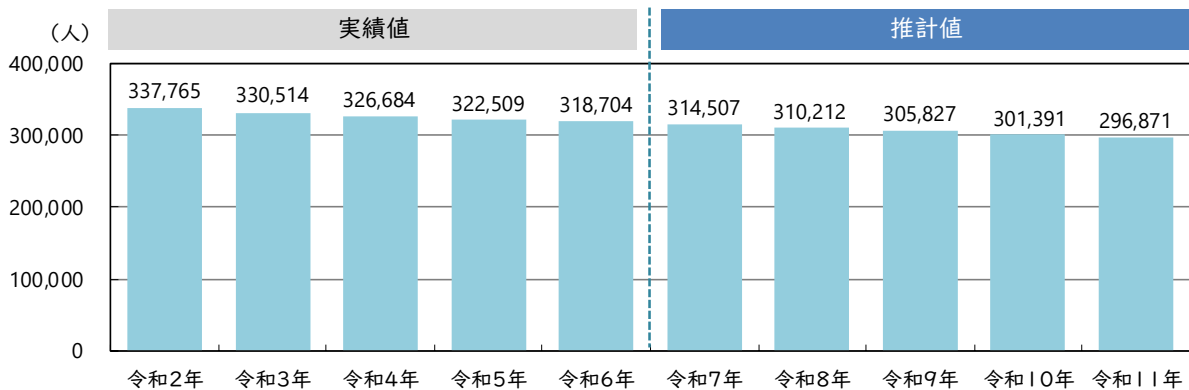
(1) 人口の現状 ～人口減少と少子高齢化、核家族化の進行～

① 総人口の推移と推計

本市の総人口は減少傾向にあり、推計（現住人口※を基にしたコーホート変化率法による各年4月1日現在の推計人口）では、令和11（2029）年が296,871人となり、令和6（2024）年の318,704人から約22,000人（約6.9%）の減少が見込まれます。

※現住人口：直近の国勢調査結果確定値に、毎月の住民基本台帳による届出（出生・死亡・転入・転出）を加減して算出した人口

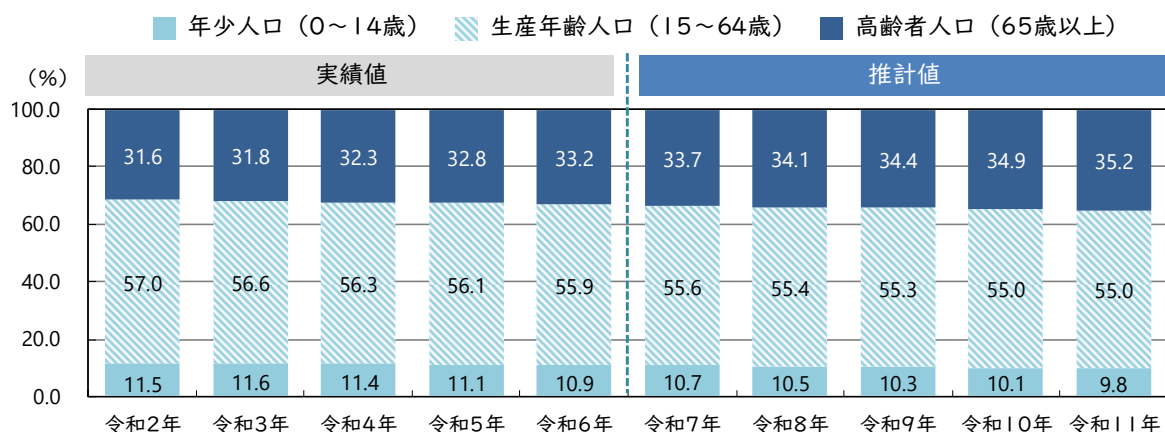
■総人口の推移と推計



資料：いわき市の人口（各年4月1日現在）

さらに、年齢3区分別人口の推計では、0～14歳の年少人口や15～64歳の生産年齢人口の割合が今後も下降していく一方で、65歳以上の高齢者人口割合は今後も上昇が見込まれます。

■年齢3区分別人口の推移と推計

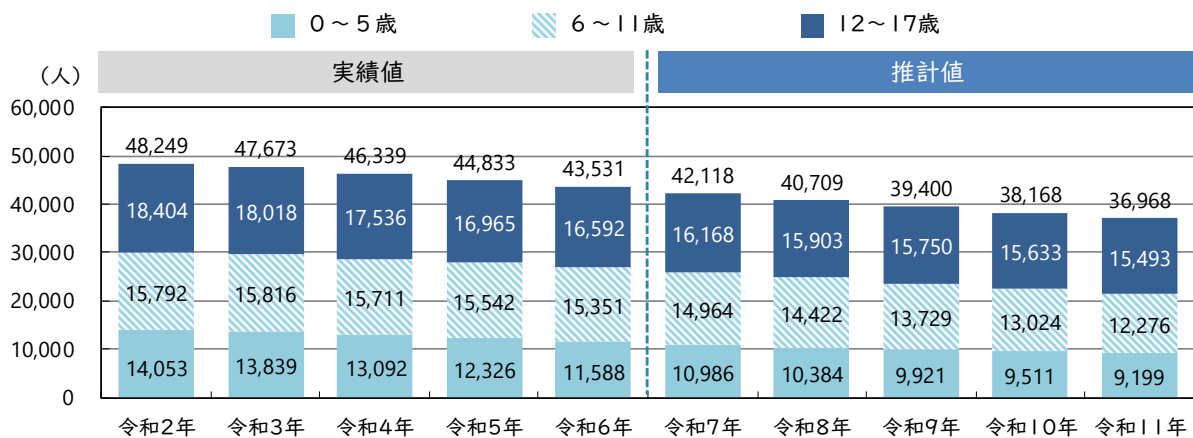


資料：いわき市の人口（各年4月1日現在）

② 児童人口の推移と推計

本市の児童人口（17歳以下）は減少傾向にあり、推計では、令和11（2029）年が36,968人で、令和6（2024）年の43,531人から約6,500人（約15.1%）の減少が見込まれます。

■児童人口（0～17歳）の推移と推計

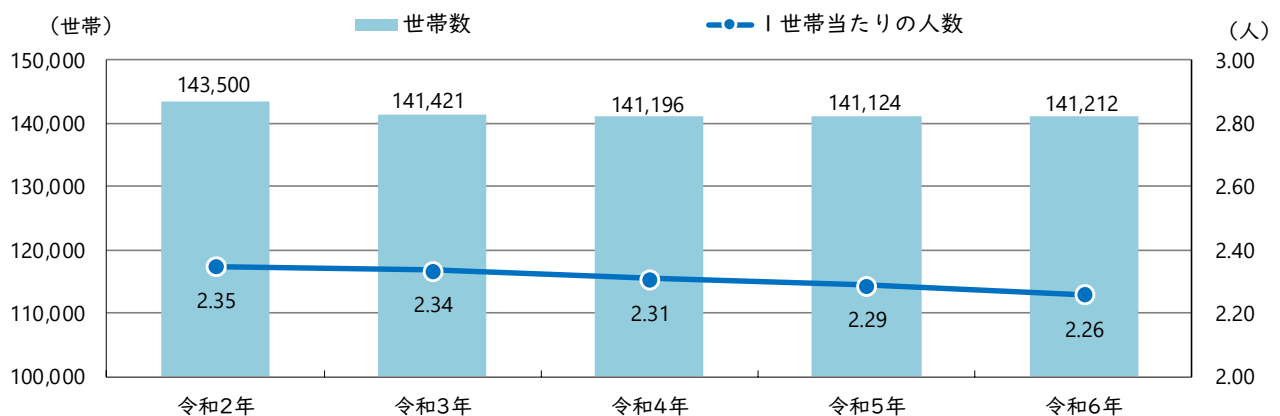


資料：いわき市の人口（各年4月1日現在）

③ 世帯数及び1世帯当たりの人数の推移

本市の世帯数は、令和3（2021）年から令和6（2024）年まで概ね横ばいで推移しており、令和6（2024）年の世帯数は141,212世帯となっています。一方、1世帯当たりの人数は減少傾向にあり、令和6（2024）年には2.26人で、令和2（2020）年と比較すると、0.09人の減少となっています。

■世帯数及び1世帯当たりの人数の推移



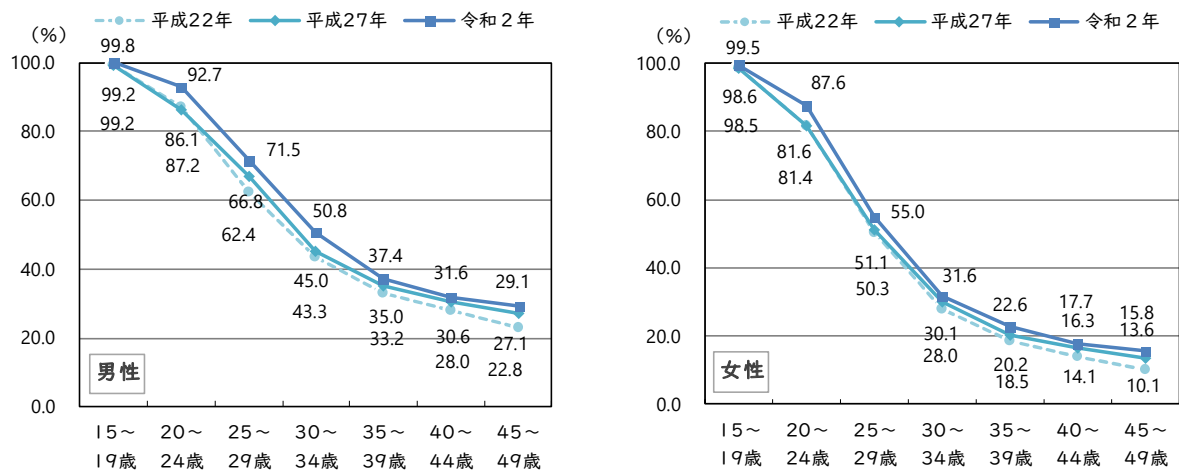
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 婚姻の現状 ～非婚化・晩婚化の進行～

① 未婚率の推移

平成 22（2010）年から令和 2（2020）年までの本市の 15～49 歳の各年代の未婚率をみると、男女ともにすべての年代で上昇しており、特に、男性では 25～29 歳で約 9 ポイント、30～34 歳で約 8 ポイントの上昇、女性では 20～24 歳及び 45～49 歳で約 6 ポイントの上昇と、上昇幅が大きくなっています。

■未婚率の推移（※数値は上段が令和 2（2020）年、中段が平成 27（2015）年、下段が平成 22（2010）年）

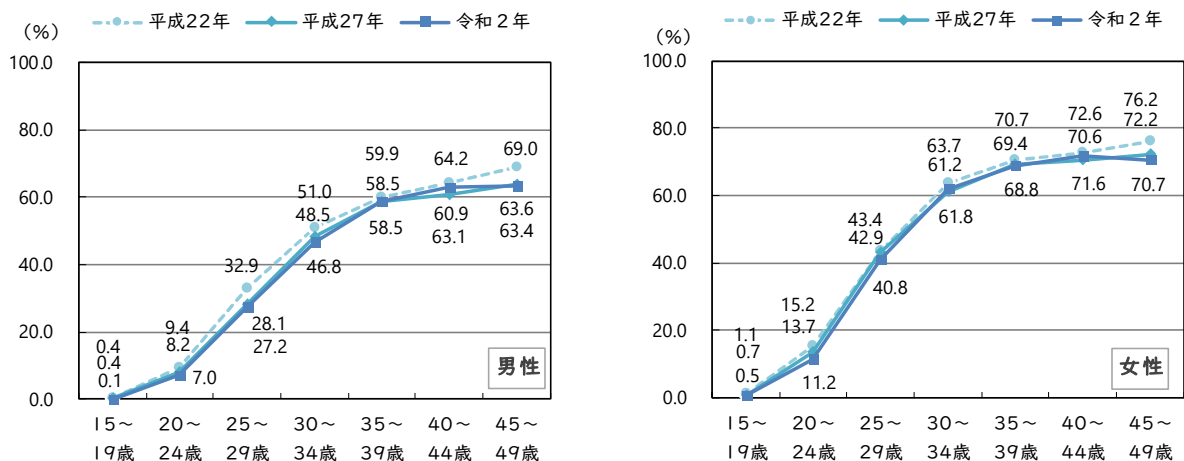


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

② 有配偶率の推移

平成 22（2010）年から令和 2（2020）年までの本市の 15～49 歳の各年代の有配偶率をみると、男女ともにすべての年代で下降しており、特に、男性では 25～29 歳及び 45～49 歳で 5 ポイント以上の下降、女性では 45～49 歳で 5 ポイント以上の下降と、下降幅が大きくなっています。

■有配偶率の推移（※数値は上段が平成 22（2010）年、中段が平成 27（2015）年、下段が令和 2（2020）年）

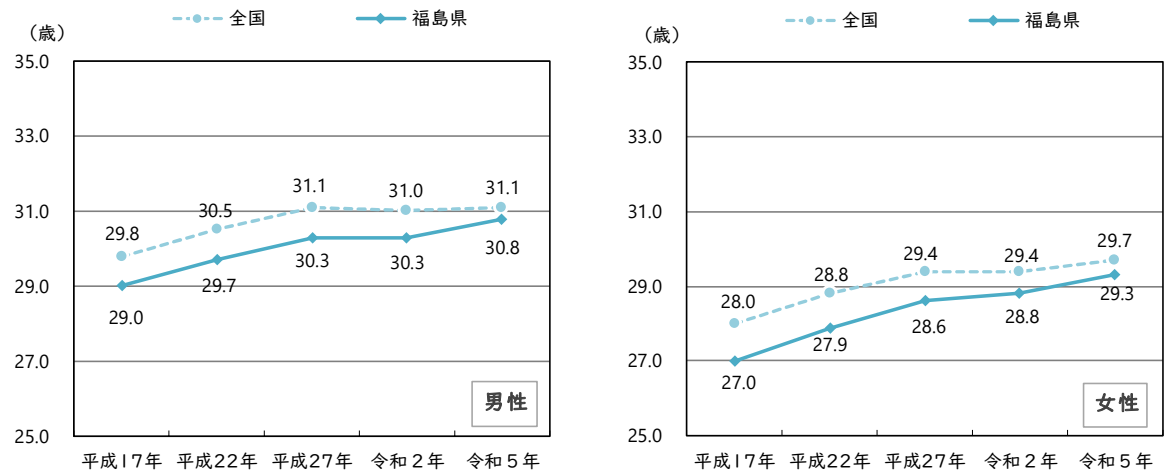


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

③ 平均初婚年齢の推移

福島県の平均初婚年齢は全国より低い値で推移していますが、平成17（2005）年から令和5（2023）年までの18年間で、男性は1.8歳、女性は2.3歳上昇しています。

■平均初婚年齢の推移



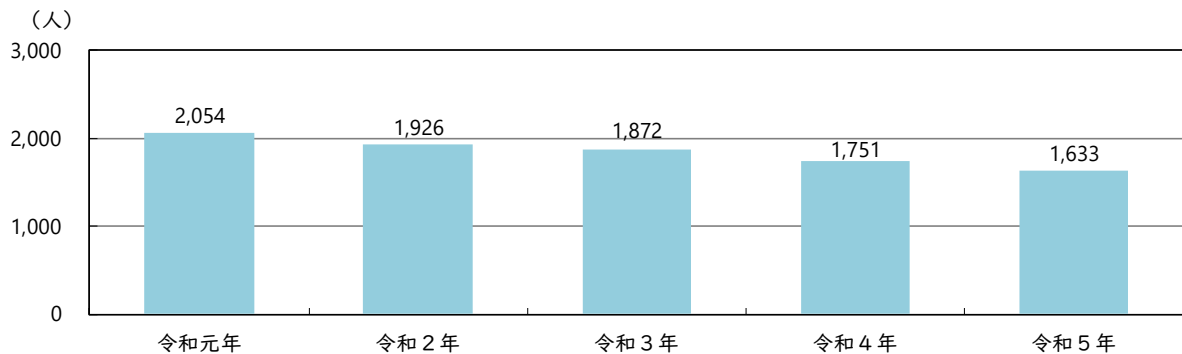
資料：人口動態統計

(3) 出生の現状 ～出生数の減少と晩産化の進行～

① 出生数の推移

本市の出生数は減少傾向にあり、令和元（2019）年と令和5（2023）年と比較すると、421人（20.5％）減少しています。

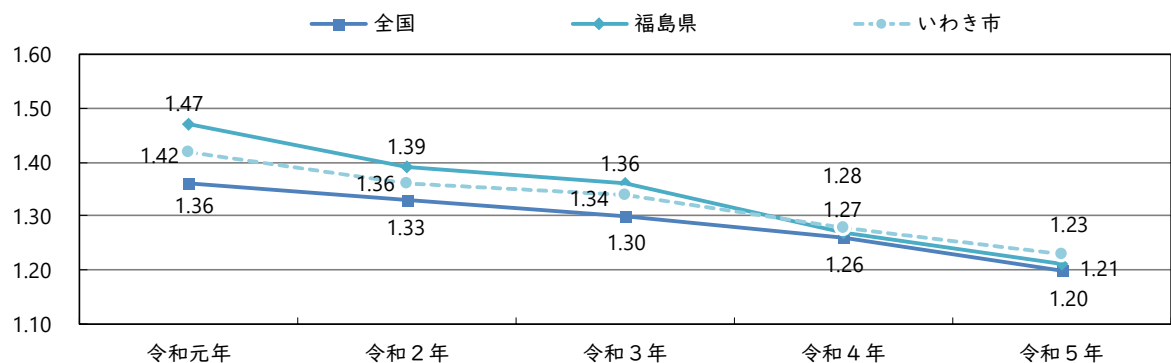
■出生数の推移



資料：いわき市の人口（各年度実績）

本市の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に生む平均の子どもの数）は下降傾向にあり、令和元（2019）年では1.42でしたが令和5（2023）年では1.23まで下降しています。令和3（2021）年までは全国の数より高く福島県の数より低い数値で推移していましたが、令和4（2022）年以降はその差が縮まり、国や県と近い値で推移しています。

■合計特殊出生率の推移

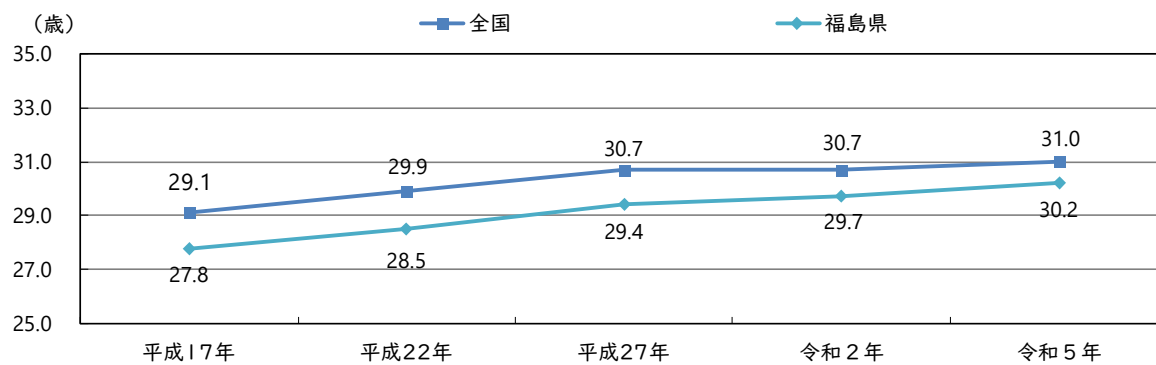


資料：人口動態統計

② 第1子出生時の母の平均年齢の推移

福島県の第1子出生時の母の平均年齢は全国より低い値で推移していますが、平成17（2005）年から令和5（2023）年までの18年間で2.4歳上昇しています。

■第1子出生時の母の平均年齢の推移

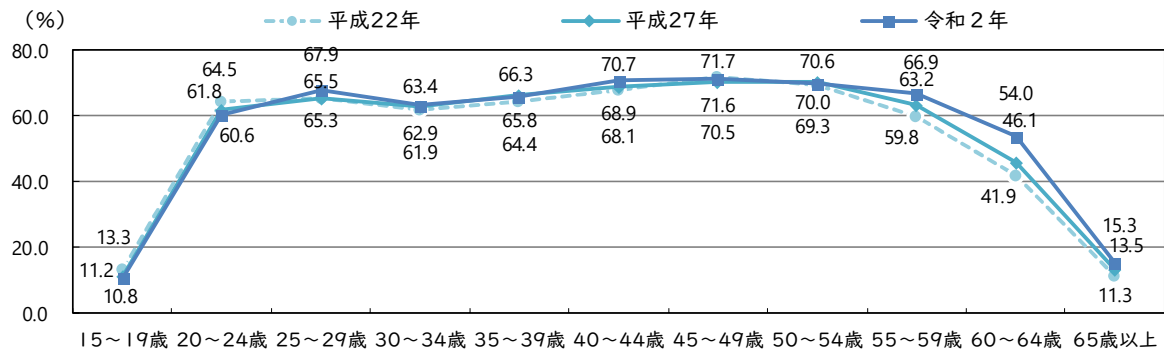


資料：人口動態統計

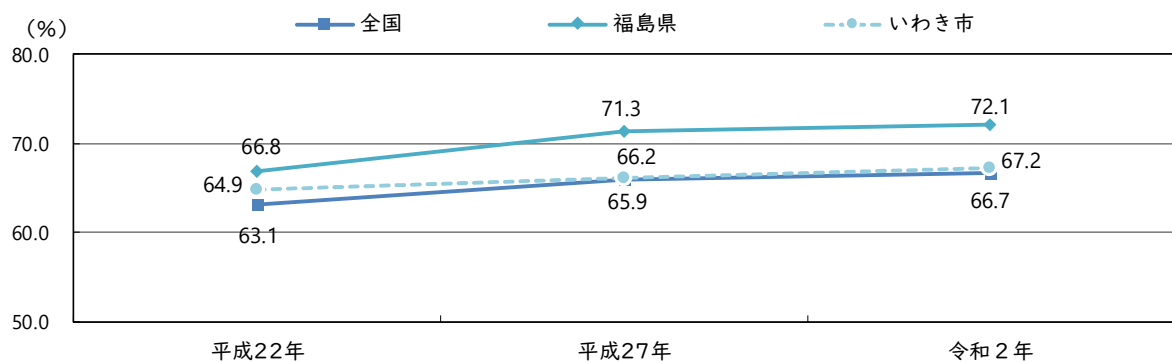
(4) 女性の就業率の推移 ～女性就業率の増加～

本市の女性就業率（25～44 歳）は、令和 2（2020）年が 67.2%で、平成 22（2010）年と比較すると 2.3 ポイント上昇しており、年代別では、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年までに、25～29 歳及び 40～44 歳で約 3 ポイントの上昇となっています。

■女性就業率の推移（年代別）



■女性就業率の推移（25～44 歳）



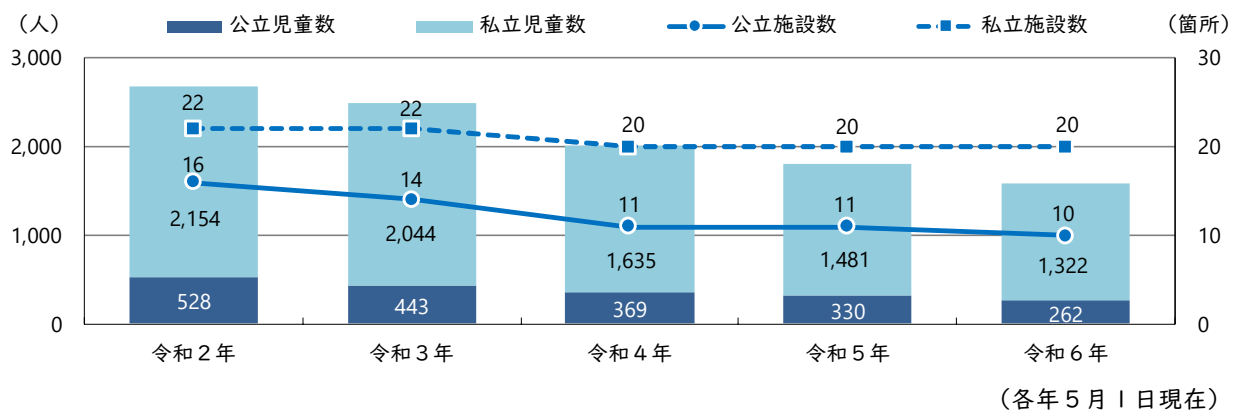
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(5) 教育・保育施設等の現状

① 幼稚園数及び幼稚園就園児童数の推移

幼稚園の数は、公立・私立共に減少しており、就園児童数についても同様の傾向がみられます。令和2（2020）年から令和6年（2024）年にかけて、公立の就園児童数はほぼ半減、私立の就園児童数は約39%の減となっています。

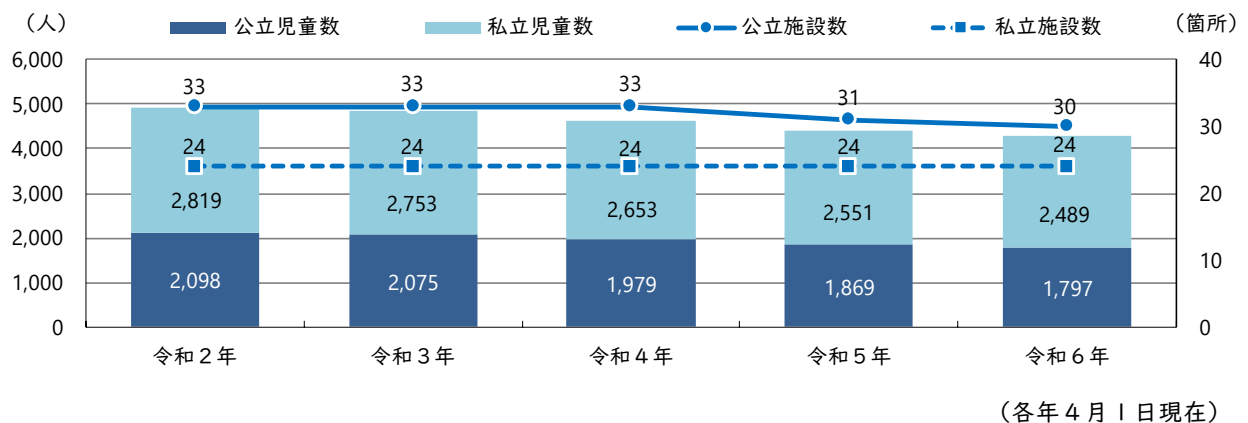
■幼稚園数及び幼稚園就園児童数の推移



② 保育所数及び保育所入所児童数の推移

保育所の数は、私立では横ばい、公立では令和5（2023）年以降に減少しています。入所児童数については令和2（2020）年から令和6年（2024）年にかけて、公立・私立共に約300人減少しています。

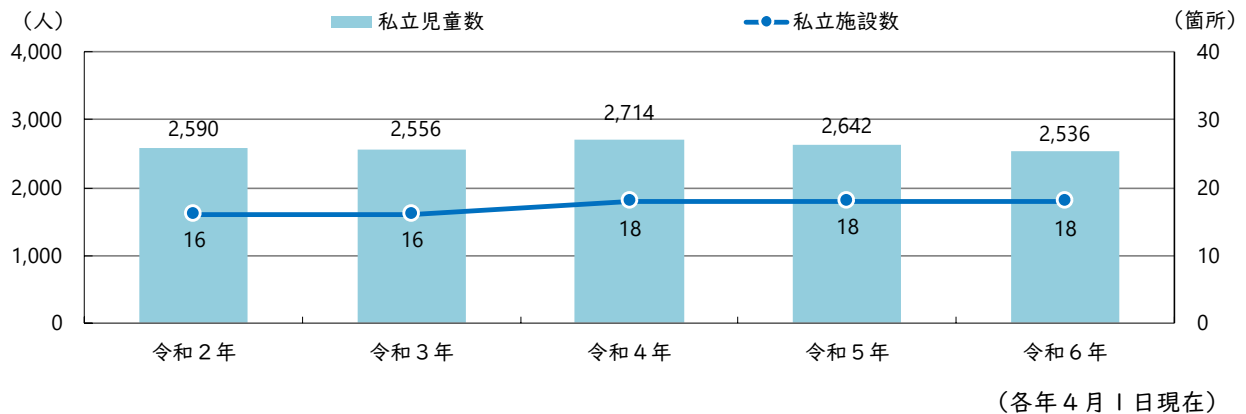
■保育所数及び保育所入所児童数の推移



③ 認定こども園数及び認定こども園就園児童数の推移

認定こども園の数は、私立幼稚園等から認定こども園への移行が進んだことにより、令和4（2022）年以降増加しています。就園児童数は、多少の増減はあるものの概ね横ばいで推移しています。

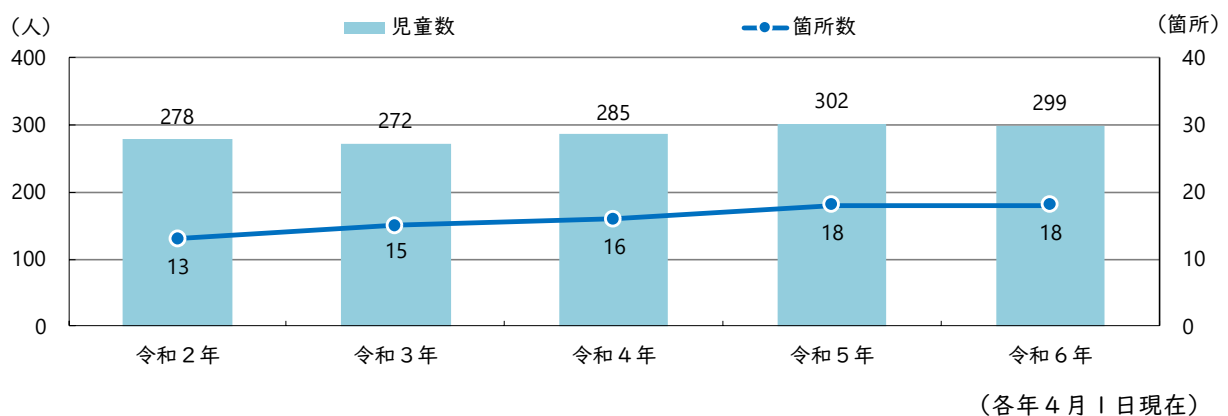
■認定こども園数及び認定こども園就園児童数の推移



④ 地域型保育事業所数及び児童数の推移

地域型保育事業所の数及び児童数は、年々増加傾向にあります。令和6（2024）年4月には、小規模保育事業所が13箇所、事業所内保育事業所が3箇所、家庭的保育事業所が2箇所となっています。

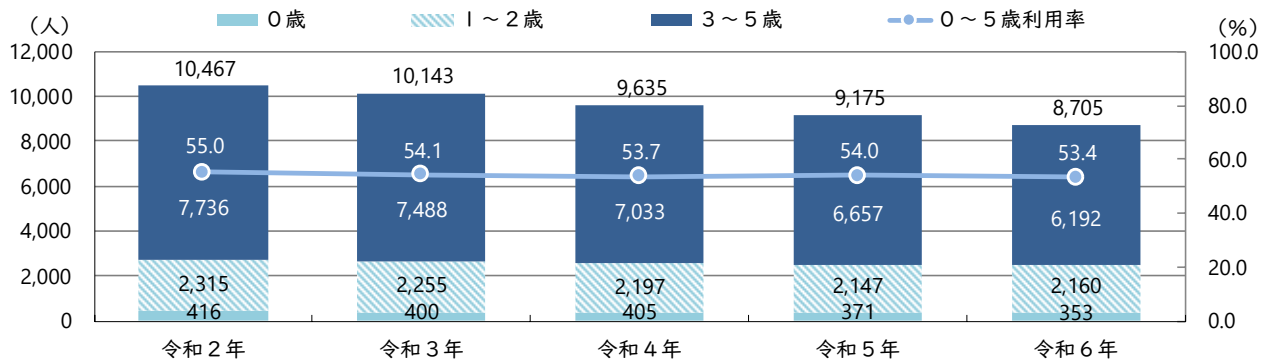
■地域型保育事業所数及び児童数の推移



(6) 教育・保育施設等利用率の推移

児童数の減少に伴い、0～5歳児の教育・保育施設等の利用数も減少傾向にありますが、利用率は概ね横ばいで推移しており、令和2（2020）年から令和6（2024）年のいずれの年も約53%～55%の利用率となっています。

■ 0～5歳児の教育・保育施設等利用率の推移



※利用率＝0～5歳の現住人口に占める0～5歳の利用児童数の割合

（幼稚園／各年5月1日現在、その他保育所等／各年4月1日現在）

2 こども・子育てをめぐる課題

(1) 前計画の総括について

前計画においては、4つの基本目標、11の基本施策を掲げ、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

施策分野ごとの取り組み状況は以下のとおりです。

基本目標Ⅰ

安心して子どもを産み育てるために

基本 施策 Ⅰ

安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

市内7地区の保健福祉センターにおける「母子保健コンシェルジュ」や「子育てコンシェルジュ」の配備体制の拡充や、専門医・不妊カウンセラー等による「不妊・不育症専門相談」をスタートするなど、相談体制を強化しました。

また、子育て情報をわかりやすく発信するため、子ども・子育て支援サイトをリニューアルしました。

基本 施策 Ⅱ

就労と子育ての両立支援

多様な教育・保育ニーズに対応するため、0～2歳児の保育の受皿の確保に努めるとともに、延長保育や一時預かりなどの充実を図りました。

放課後児童クラブを5年間で68箇所から87箇所に増加させるなど、受入れ体制の強化に加えて、児童クラブ支援員等の処遇改善や人材確保を進め、質の向上を図りました。

【課題】

- ニーズ調査の結果では、「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると思うか」という質問に対して、「向かっている」という回答割合は、未就学児童の保護者では17.0%、小学生の保護者では19.8%という結果でした。引き続き、安心して子育てができる環境整備を図る必要があります。
- 必要とする情報を確実に届けられるよう情報発信の更なる強化を図る必要があります。ニーズ調査の結果では、就学前児童の保護者が子育てに関する情報源として挙げるものはSNSが最も多く、ニーズに合わせた情報発信も求められています。
- 保育所等の待機児童が生じており、保育士不足の解消や医療的ケア児も含めた統合保育の受皿確保が必要です。
- 放課後児童クラブについては、利用希望者の増加に伴って待機児童が生じており、引き続き、受け入れ体制の強化を図る必要があります。

基本目標Ⅱ

子どもが健やかに育まれるために

基本
施策
Ⅰ

健やかな心が育まれるための支援

令和2年度にこどもの権利相談室を設置するほか、リーフレットの作成・配付や、「オレンジ&パープルライトアップ」の実施を通じて、こどもの権利の啓発活動を実施しました。

基本
施策
Ⅱ

子どもが健康に育つための支援

こどもがインフルエンザに感染した際に重症化・合併症の予防を図るため、予防接種費用の一部助成を新たに実施しました。

また、若年からの生活習慣病予防対策として、中学2年生の貧血検査に合わせ、追加で血糖や脂質の検査を行い、その上で健康授業を実施する「いわきっ子生活習慣病予防健診事業」を開始しました。

基本
施策
Ⅲ

切れ目のない療育支援

障がいの早期発見・相談・支援に繋げるため、「乳幼児健康診査」等で発達に遅れが見られたこどもとその家族等に対して、「発音とことばの相談会」や「おやこ教室」の開催などを通じた支援を実施しました。

基本
施策
Ⅳ

確かな人間力を育む教育の推進

小中学校において、児童生徒一人一台タブレット端末や教室への大型提示装置などを整備し、ICT環境を充実させるとともに研修等による教員のICT活用指導力を高めながら、ICT教育の実践を図りました。

【課題】

- こどもが健やかに育まれるためには、こどもが自らの権利を正しく理解し、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を適切に行使できる力を身につける必要があることから、こどもの権利の普及啓発の強化が必要です。
- こどもの発達に係る支援の状況等を保護者や保育所等から小学校に伝えるための「いわきっ子入学支援シート」について、支援を必要とする子のシートが提出されないケースがあることから、その意義について理解啓発を図る必要があります。
- 「子どもインフルエンザ予防接種費助成」の認知度が不十分であることから、接種率向上のために更なる周知の徹底が必要です。

基本目標Ⅲ

支援を必要とする子どもとその家庭のために

基本
施策
Ⅰ

児童虐待防止対策の推進

「児童福祉機能」と「母子保健機能」の相談支援を一体的に行う「こども家庭センター」を各地区保健福祉センターに設置し、児童虐待ケースの早期発見・予防的な支援を提供できる体制を強化しました。

また、ヤングケアラーコーディネーターを配置するとともに、訪問家事支援等を実施し、支援体制を強化しました。

基本
施策
Ⅱ

こどもの貧困対策の推進

経済的理由により就学が困難と認められる世帯に対して、学用品費や給食費などの就学に係る費用の一部を援助するための「就学援助金」について、対象経費を拡充し、保護者の経済的負担の更なる軽減を図りました。

また、中間支援団体を通じてこども食堂の開設や運営を支援することにより、こども食堂の開設数の増加を図りました。

基本
施策
Ⅲ

ひとり親家庭等への支援

父子母子福祉手当、入学祝い金及び奨学資金の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付により、ひとり親家庭への支援を実施しました。

また、ひとり親世帯の経済的負担の軽減を図るため、放課後児童クラブの利用料助成の対象として新たに児童扶養手当受給世帯を追加しました。

【課題】

- ヤングケアラーの支援を強化していますが、相談件数が少なく、支援が届いていない潜在的なケアラーもいると想定されるため、更なる啓発活動が必要です。
- こども食堂の開設数の増加に加えて、既存運営団体が自走できる仕組みづくりに重点をおいた支援が必要です。
- ひとり親家庭への高等職業訓練等を受けるための支援件数などが減少傾向にあることから、周知強化で申請に繋げ、自立を促進する必要があります。

基本目標Ⅳ

子育てを地域全体で支えるために

基本
施策
Ⅰ・Ⅱ

共創による子育て支援

子育て支援に関わる人材の育成

将来にわたり保育等を担う人材を育成するため、中学生・高校生を対象に「夏休み保育等現場体験」を実施するとともに、保育所の魅力や業務内容等を伝える「職業出前講座」を新たに実施しました。

また、学生や潜在保育士等の市内保育施設等への就職促進を目的とした、「合同就職説明会」や「保育所等見学バスツアー」の実施や、保育士等の就業継続及び離職防止を図るための「保育所等宿舍借り上げ支援事業費補助金」を開始しました。

「子育て支援員研修」について、教育・保育従事者などより多くの方が受講できるよう、受講対象者を拡大するとともに、受講時間や場所に縛られずに受講できるようにオンライン視聴を可能にしました。

【課題】

- 「ファミリー・サポート・センター事業」について、核家族化や共働き世帯の増加により児童の預かりのニーズがあるものの、コロナ禍から実施件数が減少しており、児童の預かりを実施する協力会員の確保が必要です。
- 保育所の利用者数は減少傾向にあるものの、保育士の加配が必要な児童数の増加に伴う保育士不足が生じており、待機児童も発生していることから、引き続き保育士の人材確保を図る必要があります。
- 不適切保育の防止や子どもに寄添った支援のため、保育者の知識や技能のアップデートを図る取組みの推進が引き続き必要です。

第 3 章

基本方針

第3章 基本方針

1 基本理念

基本理念については、協議事項2で説明します。

2 基本目標

(1) 本計画全体の成果指標

成果指標		区分	現状値	目標値
I	「こどもまんなか社会の実現に向っている」と思う人の割合	中学2年生	40.5% (R6 年度)	70.0% (R11 年度)
		就学前児童の保護者	13.3% (R6 年度)	
		小学生の保護者	14.8% (R6 年度)	

(2) 本計画全体の基本目標

基本目標Ⅰ

こども・若者が権利の主体として生きられるために

基本目標Ⅱ

安心してこどもを産み育てるために

基本目標Ⅲ

こども・若者が健康で自分らしく成長するために

基本目標Ⅳ

支援を必要とするこども・若者とその家庭のために

3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
	I こども・若者が権利の主体として生きられるために	I-1 こども・若者の人権が尊重される社会の推進 (1) こども・若者の人権の尊重 (2) こども・若者の社会参画・意見反映の推進 (3) 安全・安心して過ごせる居場所づくり
	II 安心してこどもを産み育てるために	II-1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備 (1) 相談体制・情報提供の充実 (2) 妊娠・出産・産後への支援 (3) 安心して子育てできる生活環境の整備
		II-2 就労と子育ての両立支援 (1) 多様な教育・保育環境の整備 (2) 子育てしやすい雇用環境の整備
	III こども・若者が健康で自分らしく成長するために	III-1 こども・若者が健康に育つための支援 (1) 生活習慣の基礎づくり (2) 疾病予防の充実 (3) 小児医療の充実
		III-2 切れ目のない療育支援 (1) 障がいの早期発見・相談・支援
		III-3 確かな人間力を育む教育の推進 (1) 家庭教育・学校教育の充実
		III-4 若者の生活基盤の安定化 (1) 安定した社会生活の支援
	IV 支援を必要とするこども・若者とその家庭のために	IV-1 困難に直面する子ども・若者への支援 (1) 児童虐待等防止対策の推進 (2) 悩みや不安を抱える子ども・若者への支援
		IV-2 こども・若者の貧困対策の推進 (1) こどもの貧困対策の推進
		IV-3 ひとり親家庭等への支援 (1) ひとり親家庭への支援

第 4 章

こども・若者、子育て支援施策

第4章 こども・若者、子育て支援施策

基本目標

I

こども・若者が権利の主体として生きられるために

基本目標達成のための成果指標

成果指標	区分	現状値	目標値
1 「こどもに関する政策において自分の意見がきいてもらえている」と思う人の割合	中学2年生	35.8% (R6 年度)	70.0% (R11 年度)
2 「どこかに助けてくれる人がいる」と思う人の割合	中学2年生	97.8% (R6 年度)	現状維持 (R11 年度)

I-1 こども・若者の人権が尊重される社会の推進

具体的施策の展開

(1) こども・若者の人権の尊重

<取組の例>

- ・こどもの人権啓発活動の実施（リーフレットの作成等）
- ・「いのちを育む教育」の推進

(2) こども・若者の社会参画・意見反映の推進

<取組の例>

- ・こども・若者からの意見聴取の実施（オンラインや対面）

(3) 安全・安心して過ごせる居場所づくり

<取組の例>

- ・こども元気センターや児童センターなどの地域子育て支援拠点の充実
- ・こども食堂の運営事業者の支援

基本目標

Ⅱ

安心してこどもを産み育てるために

基本目標達成のための成果指標

成果指標		区分	現状値	目標値
1	「今の社会は結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会に向かっている」と思う人の割合	中学2年生	43.5% (R6 年度)	70.0% (R11 年度)
		就学前児童の保護者	17.0% (R6 年度)	
		小学生の保護者	19.8% (R6 年度)	
2	保育所等待機児童数	-	1 名 (R6 年度)	0 名 (R11 年度)

Ⅱ－1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

具体的施策の展開

(1) 相談体制・情報提供の充実

<取組の例>

- ・母子保健コンシェルジュ・子育てコンシェルジュサービス事業の実施
- ・子育て情報の発信（いわき子ども・子育て支援サイト等）

(2) 妊娠・出産・産後への支援

<取組の例>

- ・乳幼児健康診査の実施
- ・プレママ・プレパパクラスの実施

(3) 安心して子育てできる生活環境の整備

<取組の例>

- ・赤ちゃんの駅事業の実施
- ・屋内遊び場の運営

Ⅱ－２ 就労と子育ての両立支援

具体的施策の展開

(1) 多様な教育・保育環境の整備

<取組の例>

- ・放課後児童クラブの充実
- ・ファミリー・サポート・センター事業の実施

(2) 子育てしやすい雇用環境の整備

<取組の例>

- ・育児休業制度の普及推進
- ・ワーク・ライフ・バランスやイクボスの普及・啓発

基本目標

Ⅲ

こども・若者が健康で自分らしく成長するために

基本目標達成のための成果指標

成果指標		区分	現状値	目標値
1	乳幼児健康診査の受診率	4 か月児	97.9% (R5 年度)	100.0% (R11 年度)
		10 か月児	93.5% (R5 年度)	
		1 歳 6 か月児	97.1% (R5 年度)	
		3 歳児	96.1% (R5 年度)	
2	全国学力・学習状況調査結果に基づく正答率 (国の平均正答率を 100 としたときの本市の平均正答率)	小学校 国語	99.0 (R6 年度)	100 (R11 年度)
		小学校 算数	96.2 (R6 年度)	
		中学校 国語	99.8 (R6 年度)	
		中学校 数学	93.3 (R6 年度)	
3	「いわきっ子生活習慣病予防健診」の血液検査において「予防指標範囲外」となった中学 2 年生が、1 年後の再検査で「予防指標範囲内」となった改善割合	-	33.6% (R3~5 年度平均)	38.0% (R11 年度)

※中学 2 年生の貧血検査に合わせ、追加で血糖や脂質の検査を行い、検査結果で「予防指標範囲外」となった生徒に対し、1 年後の 3 年生時に再検査を案内している。

Ⅲ－1 こども・若者が健康に育つための支援

具体的施策の展開

(1) 生活習慣の基礎づくり

<取組の例>

- ・いわきっ子生活習慣病予防健診事業の実施（中学 2 年生の血糖や脂質検査）
- ・食育の推進

(2) 疾病予防の充実

<取組の例>

- ・新生児聴覚検査支援事業の実施
- ・保育所等定期健康診断の実施

(3) 小児医療の充実

<取組の例>

- ・休日夜間急病診療所の運営
- ・養育医療給付事業の実施（入院が必要な未熟児の医療費の一部助成）

Ⅲ－2 切れ目のない療育支援

具体的施策の展開

(1) 障がいの早期発見・相談・支援

<取組の例>

- ・相談体制の充実（おやこ教室・発音とこどばの相談会など）
- ・いわきっ子入学支援シートの活用

Ⅲ－3 確かな人間力を育む教育の推進

具体的施策の展開

(1) 家庭教育・学校教育の充実

<取組の例>

- ・次世代の教育情報化推進事業の推進（タブレット端末を活用した授業など）
- ・「学びの習慣づくり」推進事業の実施

Ⅲ－4 若者の生活基盤の安定化

具体的施策の展開

(1) 安定した社会生活の支援

<取組の例>

- ・合同企業説明会の開催（市内企業と就活生のマッチングの場の確保）
- ・Uターン就職支援事業の実施
（市外大学に進学した学生等への就職相談会の実施）

基本目標

IV

支援を必要とするこども・若者とその家庭のために

基本目標達成のための成果指標

成果指標		区分	現状値	目標値
1	「生活実態調査」で、「生活困難層」に区分された家庭の割合	小学5年と 中学2年の家庭	23.6% (R6 年度)	現状以下 (R11 年度)
2	「生活実態調査」で、低所得と区分された家庭の割合	小学5年と 中学2年の家庭	14.1% (R6 年度)	現状以下 (R11 年度)

※「生活困難層」は、「①低所得」、「②家計の逼迫（食料や公共料金の支払いが滞った）」、「③子どもの体験や所有物の欠如（経済的な理由で誕生祝い等を与えられないことがあった）」の1つ以上に該当する家庭の割合。

IV-1 困難に直面するこども・若者への支援

具体的施策の展開

(1) 児童虐待等防止対策の推進

<取組の例>

- ・要保護児童対策地域協議会による支援体制の強化
- ・いわきっ子健やか訪問事業等による虐待ケースの早期発見・予防

(2) 悩みや不安を抱えるこども・若者への支援

<取組の例>

- ・ひきこもりの方とその家族への支援
- ・自殺を防ぐ相談体制の確保

IV-2 こども・若者の貧困対策の推進

具体的施策の展開

(1) こどもの貧困対策の推進

<取組の例>

- ・幼児教育・保育への経済的支援
(経済的な支援が必要な家庭への利用料や教材費等の支援)
- ・就学援助金(経済的な支援が必要な家庭への学用品費等の支援)

IV-3 ひとり親家庭等への支援

具体的施策の展開

(1) ひとり親家庭への支援

<取組の例>

- ・ひとり親家庭への経済支援（父子母子福祉手当や入学祝金の支給など）
- ・ひとり親家庭への相談体制の充実
（母子・父子自立支援に特化した相談員を設置）